

No.	機関	移転先における用途	法令上の根拠
1	市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	千葉県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表の規則で定める事務及び情報を定める規則第1条
2	市長	子どもの医療費の助成に関する条例(昭和45年千葉県条例第36号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	同第2条
3	市長	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年千葉県条例第29号)による心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	同第3条
4	市長	母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和55年千葉県条例第12号)による母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	同第4条
5	市長	千葉県心身障害者扶養共済条例(平成3年千葉県条例第52号)による心身障害者扶養共済制度の掛金の減免に関する事務であって規則で定めるもの	同第5条
6	市長	重度の障害者等に対するタクシーの運賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの	同第6条
7	市長	精神障害者の入院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	同第7条
8	市長	在宅の重度心身障害者に対するおむつの給付に関する事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業として行う日常生活用具費の支給に関する事務を除く。)であって規則で定めるもの	同第8条
9	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業として行う日常生活用具費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	同第9条
10	市長	重度の障害者等に対する日常生活に使用する自動車の燃料の購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	同第10条
11	市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	同第11条
12	市長	ぜんそく等の小児指定疾病の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	同第12条
13	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業として行う地域生活支援給付サービスの給付に関する事務であって規則で定めるもの	同第14条
14	市長	軽度・中等度難聴児に対する補聴器の購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	同第15条
15	市長	高齢者の肺炎球菌感染症に係る予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	同第16条
16	市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	同第17条